

# 有害土壌汚染物質（環境省基準）と溶出試験について

## B-CeP 有害土壌汚染物質（環境省基準）溶出試験方法 （製品が使用後に産業廃棄物になった場合の製品からの環境汚染物質溶出試験の手順）

### 1 目的

B-CeP正会員が製造または使用する発泡プラスチック断熱材の施工端材や使用後の解体現場で発生する産業廃棄物が埋め立て処分等の廃棄処理される際の安全性を確認するため、環境汚染物質の溶出試験の手順を定める。

### 2 試験サンプル

溶出試験サンプルは昭和48.2.17 環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」第1「検液の作成」

処分形態：埋め立て処分 廃棄物の種類：①鋳さい

試料の作成：「(i) 粒径5mm以下のもの：有姿のまま採取、(ii) (i) 以外のもの：有姿のまま→粉碎→ふるいにかけて粒径0.5~5mmとする」に従って作成される。なお、ビーズ成形により作られている製品に関しては成形前の予備発泡粒を試料とすることができる。それ以外の成形品に関しては製品を粉碎し試料とする。

### 3 溶出試験方法

昭和48.2.17 環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」  
第1試料液イによる

### 4 分析対象物質と分析方法

溶出試験対象物質及び分析方法は「土壌汚染対策法」等により環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定する方法による。

# 有害土壌汚染物質（環境省基準）と溶出試験について

	物質	土壌溶出量基準 (mg/ℓ)	測定結果	定量限界 (mg/ℓ)	分析方法
土壌汚染対策法	第1種特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		四塩化炭素	0.002以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		ジクロロメタン	0.02以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		テトラクロロエチレン	0.01以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		トリクロロエチレン (※)	0.03以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		ベンゼン	0.01以下	定量限界以下	0.001 JIS K 0102 5.2
		第2種特定有害物質	カドミウム及びその化合物 (※)	0.01以下	定量限界以下
	六価クロム化合物		0.05以下	定量限界以下	0.05 JIS K 0102 65.2.1
	シアン化合物		検出されないこと	定量限界以下	0.1 JIS K 0102 38.1.2及び38.5
	水銀及びその化合物		0.0005以下、	定量限界以下	0.0005 昭和46年環境庁告示59号付表1
	(アルキル水銀化合物)		0.0005以下、	定量限界以下	0.0005 昭和46年環境庁告示59号付表2
	セレン及びその化合物		0.01以下	定量限界以下	0.01 JIS K 0102 67.2
	鉛及びその化合物		0.01以下	定量限界以下	0.01 JIS K 0102 54.4
	砒素及びその化合物		0.01以下	定量限界以下	0.01 JIS K 0102 61.2
	ふっ素及びその化合物		0.8以下	定量限界以下	0.8 JIS K 0102 34.4
	ほう素及びその化合物	1以下	定量限界以下	0.1 JIS K 0102 47.4	
	第3種特定有害物質	シマジン	0.003以下	定量限界以下	0.003 昭和46年環境庁告示59号付表5の第1
		チウラム	0.006以下	定量限界以下	0.006 昭和46年環境庁告示59号付表4
		チオベンカルブ	0.02以下	定量限界以下	0.02 昭和46年環境庁告示59号付表5の第1
		ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと	定量限界以下	0.0005 昭和46年環境庁告示59号付表3
		有機りん化合物	検出されないこと	定量限界以下	0.1 昭和49年環境庁告示64号付表1
一律排水基準等	銅またはその化合物		定量限界以下	0.01 JIS K 0102 52.5	
	臭化物イオン		定量限界以下	0.5 JIS K 0102 37.2	
	1, 4-ジオキサソ		定量限界以下	0.05 昭和46年環境庁告示59号付表7の第2	

溶出量基準は、土壌中の有害物質が地下水に溶出して、その地下水を飲むことによって、体内に有害物質が取り込まれるのを防止するために設定された基準値です。一生涯（70年）汚染土壌のある土地に居住し、1日2Lの地下水を飲むものとして基準値が設定されています。

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第一 備考  
 1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。